



森林、生物多様性、地域社会の保護に関する方針

1. 目的

ADMは、世界有数の農業サプライチェーンマネージャーおよび栄養供給会社として、世界の森林、生物多様性、地域社会を保護する追跡可能で透明性のある農業サプライチェーンの構築に取り組んでいます。この方針は、すべてのサプライチェーンに適用される包括的なコミットメントに加え、パーム油および大豆のサプライチェーンなど、サプライチェーンの複雑さに対処するためのより具体的なコミットメントを対象としています。ADMは、必要に応じて特定のサプライチェーンやリスクの高い分野に特化したコミットメントを追加し、方針を修正します。

当社は、2025 年までに当社のすべてのサプライチェーンから森林破壊をなくすことを目指しています。さらに、当社は、2025 年 12 月 31 日までに、当社のすべての直接サプライチェーンで高リスク地域の主要原生植生の転換を行わないこと、また間接サプライチェーンでも森林破壊をゼロにすることを目指しています。定義された高リスク地域における原生植生の転換を、遅くとも 2027 年 12 月 31 日までにを行います。

ADMは農作物の生産者ではありませんが、独自に、またその他のステークホルダーと協力して、世界で調達する農作物が社会的に公正で環境的に持続可能な基準に従っていることを確認し、生産地域の暮らしに貢献し、皆で共有する環境を保護できるよう努めています。

私たちはサプライチェーン全体を通じて、以下を実現します。

- 森林のうち¹つも破壊/野焼きをしません
- 高保護価値 (HCV) および高炭素ストック (HCS) 地域における持続可能な土地利用管理と生態系回復の実践を通じて、農業景観における水資源と生物多様性の保全を推進します
- に従い、土地や資源に対する先住民や地域社会の権利を尊重します
国連先住民族の権利に関する宣言
- 国連によれば国際的に認められた人権の尊重。ビジネスと人権に関する指導原則、および国際人権章典²
- 国際労働機関 (ILO) の「労働における基本的原則および権利」で定められた労働の権利を尊重する
- 環境、安全、人権、労働権に関する国、州、自治体、地域の法律を尊重する
- 小規模農家のサプライチェーンへの参加を促す
- このストックホルム条約 および ロッテルダム条約、世界保健機関 (WHO) クラス1A および1B 農薬リスト記載されている化学物質の不使用
- サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量を削減するソリューションを推進します
- 貧困削減と食料安全保障の向上により経済開発を促す方法として、農業を支援する
- 同業他社、政府、市民社会と協力し、コモディティ業界全体の森林伐採削減期限の設定に貢献します

¹ この枠組みの中で、ADM は、新規植林地の開墾、土地修復、再植林、または既存の植林地の管理を含むその他の開発を目的とした火の使用を受け入れません。

² 国際人権章典とは、世界人権宣言 (UDHR)、市民的および政治的権利に関する国際規約 (ICCPR)、および経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約 (ICESCR) を示します。



2. 適用範囲

この方針は、ADMの事業とADMが事業を展開するすべてのサプライチェーン（商品の調達元からすべてのサプライヤー層を含む）、ADMが持ち株を保有するすべての企業／JVに適用されます。

3. 方針の実施

実施の優先度はリスク評価を基に決定されます。サプライチェーンの複雑さと地域差に対応するため、私たちが商品の直接調達や間接調達を行っているさまざまな商品や特定の地域特性に対応するよう、実施活動を調整することがあります。各サプライチェーンにおける方針の実施は、次の四つの柱に焦点を当てています。

- 3.1 **サプライチェーンの評価とトレーサビリティ:** サプライチェーン全体の潜在的な社会・環境リスクを理解するため、各地域の利用可能なシステムと調達手順が評価されます。当社は、調達した作物を可能な限りの最小単位まで識別できるトレーサビリティを維持します。トレーサビリティの粒度は、リスク評価によって段階的に定義されます。
- 3.2 **サプライヤーとの関与:** サプライヤーとの効果的なコミュニケーションおよび関与があつてこそ、彼らに当社のコミットメントを明確に理解してもらい、持続可能性の高いサプライチェーンの創出に寄与してもらうことができます。当社は、サプライヤーに対して、土地買収や土地利用を含め、適用されるすべての法規制の範囲内での倫理的な事業運営を求めるとともに当社コミットメントの遵守も求めます。
- 3.3 **監視と検証:** サプライヤーによる本方針の遵守状況を検証する目的で、地域およびサプライチェーンベースの監視手順が策定され更新されていきます。サプライチェーンの評価で指摘された場合、リモートセンシングを使用して、商品が生産されている場所を追跡します。
- 3.4 **レポート:** 当社では、当社取り組みの進捗状況を公に示す効果的な方法として透明かつ定期的なコミュニケーションを用います。方針の実施状況は、公開されている商品固有の行動計画と進捗レポートを介して伝達されます。[持続可能性進捗トラッカー](#)。

4. コンプライアンス違反の結果:

コンプライアンス違反に関するすべての苦情を管理します [透明性のある苦情処理および解決メカニズム](#) を用いて [Protocol](#) 包括的かつ公正に扱われます。すべての遵守違反は、サプライヤーによる遵守違反の管理 の手順に従って対処され、[管理サプライヤー違反遵守](#) 対象のサプライチェーンで取引停止処分となったサプライヤーの数が報告されます。

2023 年 11 月に発表された現在の文書は、2015 年に発表され、2021 年に更新されたオリジナルのポリシーの更新版です。本方針のガバナンスは、ADM 取締役会のサステナビリティ&コーポレート・レスポンスビリティ委員会によって見直されています。



5. サプライチェーン固有の方針:

パーム油:

ADMは、パーム油の農園や搾油工場を所有しておらず、搾油工場からパーム油の果実やパーム油製品を直接調達していません。ADMは、第三者を通じて調達したパーム製品を加工する精油所を(米国および欧州で)運営しています。当社は第三者のサプライヤーと密に連携し、当社のコミットメントの重要性を理解してもらうよう努めています。

「森林、生物多様性、地域社会の保護に関する方針」の原則とコミットメントに加え、当社はパーム油の直接サプライヤーと間接サプライヤーに対して以下の取り組みを求めています。

- 高保護価値または高炭素ストック地域の保護。
- 深さを問わず、泥炭地の開発を行わない³。また、泥炭地での土壌や既存の商品生産に最適な管理方法を活用する。
- 希少種、絶滅危惧種、絶滅危惧種の狩猟を行わない。
- 新規の植林前または操業後に社会・環境影響評価(SEIA)を実施する。
- 農薬や化学肥料を含む合成化学物質の使用を最小限に抑えることを目的として、統合的害虫管理慣行の使用を促進する。
- 先住民や社会的弱者の権利の保護と促進を確実にするために、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)の原則を適用する。これには、土地、資源、領土、生計手段、食料安全保障などの法的および慣習上の権利の尊重が含まれますが、これらに限定されません。
- 透明性のある苦情処理手順を使用して提起されたすべての苦情を責任を持って管理する。提出された苦情はすべて、[当社の苦情処理および解決メカニズムに従って調査されます](#)。これは指針となる [RSPO人権擁護者に関する方針にも一致しており](#)、人権擁護者、内部告発者、告訴人、地域社会のスポークスマンを保護する当社の取り組みを反映しています。
- 公平かつ公正な救済へのアクセスを可能にするために必要なすべての関係者との協力、
- 同業他社、政府、市民社会と協力し、商品生産環境の変革を支援します。
- パームサプライチェーンのセクター全体での削減期限は2015年12月31日です。

³ADM は、RSPO の原則と基準のセクション 7.7 と、泥炭地における既存農地の最善の管理方法に関する RSPO マニュアルで定義された基準の支援に取り組んでいます。



大豆:

ADMは大豆を栽培していませんが、農家から直接購入するか、トレーダーや多くの生産者の作物を組み合わせるアグリゲーターなどの第三者から間接的に購入しています。大豆は、最終的に豆のまま販売されるか、大豆製品へと加工されます。

ADMは、地理的に必要とされるトレーサビリティ／モニタリングの種類を定義するために、リスクベースのアセスメントを実施します⁴。ADMの高リスク地域における調達のコミットメントは、以下の定時に基づき、アマゾン、セラード、チャコなどの南米のバイオーム地域で調達される大豆に特に焦点を当てています。

- 中で **リスクが低い** 森林伐採や転換が行われた地域、原産国の特定(例: 米国、カナダなど)の調達先を特定する。
- 中でも **リスクが中程度** の地域では、原産地である州/県と(可能であれば)自治体を特定する。
- 中では **リスクが高い** 地域では、間接調達と直接調達の割合を明らかにする。直接サプライヤーの場合、ADMは農場ポリゴンを取得するか、原産農場を特定します。そして、間接サプライヤーの場合、ADMは大豆エレベーターから半径50~100 kmの範囲を適用し、大豆による森林伐採または転換が特定された場合はサプライヤーと連携します。

高リスク地域では、ADMは次のように継続します:

- 基本的に、ブラジルの分野別協定を支持する
 - **環境当局による禁輸指定地域:** 現地の環境法に違反することになるため、ADMは現地の環境当局に禁輸指定されている地域で栽培された大豆に融資したり、購入することはありません。
 - **アマゾンの大豆モラトリアム:** 2006年現在、ADMは2008年7月以降に森林伐採されたアマゾン生物群の地域で栽培された大豆への融資や購入は行っていません。
 - **雇い人労働撲滅のための国家協定:** 2007年、ADMはブラジル労働省の「雇い人労働リスト」に記載されているサプライヤーとの新たな交渉を禁止する「雇い人労働根絶のための国家協定」に同意しました。
 - **パラ州の穀物グリーンプロトコル:** 2014年現在、ADMはパラ州内における責任ある大豆の調達のガイドラインを含む、この公共省承認のプロトコルに加盟しています。
- 大豆の生産と環境、経済、社会的利益を調和させ、可能な限りの最短期間で在来植生の転換を止めることを目標に、森林以外の在来植生を保護する取り組みを推進する。
- 最新の科学に基づく技術を用いて、在来植生地域への農業拡大を監視および測定する。
- 在来植生を保護し、以前転換された地域への農業拡大を推進するためのインセンティブの創出を促す。法律で義務付けられている以上の環境サービスを生産者に提供する仕組みを提唱。
- 再生可能な農業の実践と荒廃した土地の修復を促進する。



6. 非森林原生植生の転換:

ADMは、2025年12月31日以降、森林以外の原生植生が転換された高リスク地域内の農業地域で生産された商品の調達を避ける予定です。ブラジルのアマゾン、ブラジルのセラードとパンタナールの生物群系、パラグアイとアルゼンチンのチャコが現在ADMの対象となっています。森林以外の原生在来植生を転換するための高リスク地域を定義しました。

ADMは、2025年12月31日を、リスクの高い地域における原生植生の転換の締切日として採用します。さらに、ADMは、2025年12月31日までに、すべての直接サプライチェーンにおいて、定義された高リスク地域における原生植生の転換を行わず、また、2027年12月31日までに、定義された高リスク地域における原生植生の転換を行わない間接サプライチェーンを目指します。

2021年、ADMはブラジルのセラードにおける優先順位の高い地域における原生植生の転換のモニタリングを、2020年まで遡って開始しました。ADMは、ブラジル国内のさらに多くの地域にモニタリングを拡大し、2025年12月31日の削減期限に近づくにつれ、直接・間接のサプライヤーにモニタリングを継続し、関与する予定です。

7. 活動計画:

ADMは、そのコミットメントを達成し、ポリシーを実行するための継続的な努力の中で、次のようなものを考案しました [活動計画](#) 森林、生物多様性、地域社会を保護するための政策の第3章に概説されている四つの柱に基づいています。活動計画の進捗状況は、ADMの [進捗レポート](#) で報告され、ここではADMの持続可能性による継続的な取り組みの進捗状況も強調されています。

⁴ 詳しい方法については、附属書 II を参照してください。

附属書I

用語集:

- 森林: 0.5ヘクタール以上の土地で、高さ5メートル以上、樹冠率10パーセント以上の樹木、または原生状態でこれらの閾値に達することができる樹木。農業的または都市的土地利用が主である土地は含まれない(FAO、2020年)。
- 原生林: 明確な人間活動の形跡がなく、生態学的プロセスが著しく阻害されていない在来樹からなる自然再生林(FAO、2020年)。
- 森林破壊: 人為的かどうかを問わず、単独で原生林を他の土地利用へ転換すること(FAO、2020年)。
- 非森林原生植生の転換: 森林以外の原生植生が人為的に変化した結果、別の土地利用が行われたり、自然生態系の種の構成、構造、機能が大きく変化したりするような、自然生態系の変化。
- 主な在来植物: 環境および生物学的条件に適応し、人為的な介入をほとんどまたはまったく受けていない、特定の場所または地域の在来植物種の集まり。
- 生物多様性: 特に陸上生態系、海洋その他の水生生態系、これらが複合した生態系を含む、あらゆる発生源からの生物間の多様性。種内、種間、生態系間の多様性を含む(生物の多様性に関する条約)。
- 生態系: 生態系には、特定の地域に生息するすべての生物とその生物間相互作用および非生物的環境(天候、陸地、太陽、土壌、気候、大気)との相互作用が含まれる。各生物には役割があり、生態系全体の健全性と生産性に貢献しています。
- 農地: 農業活動によって自然が著しく影響を受けている地域。
- 持続可能な土地管理: 土壌、水、動物、植物などの土地資源を、変化する人間のニーズを満たす、商品を生産するために利用および管理し、同時にこれらの資源の長期的な生産性と環境機能の維持を確保すること(FAO、ND)。
- 生態系の復元: 劣化、損傷、破壊された生態系の修復を支援するプロセス(SER、2004年)。
- 高保護価値 (HCV): 生物学的、生態学的、社会的、文化的に価値のある分野。HCVは1999年に森林管理協議会が提唱し、持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)などで採用されている手法。
- 高炭素ストック(HCS): 大量の炭素を蓄積する生存可能な森林地域で、通常は植生密度が高いことが特徴。HCSの森林が除去され場合、特に火を使って土地を切り開いた場合は、森林に含まれていた炭素がCO₂の形で大気中に放出される。
- 泥炭地: 泥炭地は、地球上のほぼすべての国に存在する湿地の一種で、現在、世界の陸地の3%を占めています。「泥炭地」とは、泥炭土壌とその表面に生育する湿地帯の生息環境を指します(IUCN、2017年)。
- 高リスク地域: 保護が必要な森林以外の原生在来植生の転換の危険性があると考えられる地域または生物群系。ブラジルのアマゾン、ブラジルのセラードとパンタナールの生物群系、パラグアイとアルゼンチンのチャコは、ADMが現在定義する高リスク地域です。
- 締切日: 森林伐採または主要な在来植生の転換により、特定の地域または生産単位が森林伐採または在来植生の転換なしの約束に準拠しなくなる日。
- 予定期限: 企業が特定のサプライチェーンにおけるコミットメントを完全に履行する予定の期日。



- 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC): 2007年、国連総会は「先住民の権利に関する国連宣言」を採択し、先住民の権利を認め、先祖代々の土地、領土、天然資源に影響を与えるあらゆる活動の前提条件として、自由意思に基づき、事前に十分な情報に基づく同意 (FPIC) について具体的に言及している。
- パーム油の直接サプライヤー: ADM が直接商業的関係を備える、パーム油工場及び／又は粉砕機からパーム油の栽培、購入、及び／又は精製し、転売する可能性のあるアグリゲーター。
- パーム油の間接サプライヤー: パーム油の搾油や粉砕工場など、サプライチェーンのさらに上流に位置するパーム油のグループ。
- 大豆の直接サプライヤー: ADMが直接取引関係にある農家／農業会社から調達した大豆。
- 大豆の間接サプライヤー: アグリゲーター、協同組合、その他の第三者から調達した大豆。
- 持ち株または株の持ち分: ある企業の株式を一定数保有する保有者がその企業に占める割合。本方針では、ADMの持ち株が50%超であることを指す。



参考文献

FAO, 2020. Global Forest Resource Assessment 2020. Terms and Definitions. FRA 2020, Rome. 出典

<http://www.fao.org/3/i8661en/i8661en.pdf>

FAO, ND. Factsheet: Sustainable Land Management. Land and Water Division (NRL), Rome. 出典

<http://www.fao.org/3/a-i4593e.pdf>

SER, 2004. Society for Ecological Restoration International Science & Policy Working Group (Version 2). 出典:

https://cdn.ymaws.com/www.ser.org/resource/resmgr/custompages/publications/ser_publications/ser_primer.pdf

UICN, 2017. Peatland and climate change. Issues Brief, Gland. 入手可能 [https://www.iucn-uk-](https://www.iucn-uk-peatlandprogramme.org/sites/default/files/header-images/171107%20Peatlands%20and%20Climate%20Change.pdf)

[peatlandprogramme.org/sites/default/files/header-images/171107%20Peatlands%20and%20Climate%20Change.pdf](https://www.iucn-uk-peatlandprogramme.org/sites/default/files/header-images/171107%20Peatlands%20and%20Climate%20Change.pdf)

Convention on Biological Diversity. 下記で入手可能 <https://www.cbd.int/doc/legal/cbd-en.pdf>

RSPO, 2018. HCV-HCSA assessments. 下記で入手可能

https://rt16.rspo.org/ckfinder/userfiles/files/PC8_3%20Paulina%20Vilalpando.pdf

RSPO, 2020. Principles and Criteria. 下記で入手可能 https://rspo.org/library/lib_files/preview/1079

